

第1 趣旨

この要領は、平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項に規定される事業。）

第3 事業の実施主体

市町村。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

第4 補助事業の内容等

1 事業の内容

養育支援訪問事業の実施について（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 11 号）の別紙「養育支援訪問事業実施要綱」3、4のとおり。

2 補助基準額及び補助率

交付要綱別表のとおり。

第5 対象経費

交付要綱別表のとおり。

第6 提出書類

本事業による補助を受けようとする者は、次の書類を提出することとする。

- (1) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金交付申請書（第 2 号様式）
- (2) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金所要額調書（別表 1）
- (3) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金内訳書（別表 2）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類

第7 実績報告

本事業の補助を受けた者は、交付要綱に定めるもののほか、次の書類を提出することとする。

- (1) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金実績報告書（第 6 号様式）
- (2) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金精算書（別表 4）
- (3) 平成 27 年度神奈川県子ども・子育て支援交付金精算額内訳書（別表 2）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（当該補助事業の支出額を備考欄に明記すること。）
- (5) 市町村子ども・子育て支援事業計画の写しその他必要と認めた書類